

調布市議会改革検討代表者会議第32回会議日程

平成25年4月22日 午後3時
於 全員協議会室

1 検討・協議事項

- (1) 協議項目（127項目）の検討結果等の確認について
- (2) 議員研修について
- (3) 市民への議会報告実行委員会について
- (4) 政治倫理に関する規定について

2 報告事項

- (1) 議会基本条例の広報資料について

資料84：提案事項協議結果一覧表 資料85：政治倫理に関する規定について 資料86：議会基本条例（条例と解説）

提案事項協議結果一覧表

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	自由民主党	民主・社会の会	公明党	日本共産党	みんなの党	元気派市民の会	ネット生活者	検討・協議結果	
①議会基本条例	1	議会基本条例の制定	○	○	○	○		○	○	○第4回代表者会議において、議会基本条例制定に向けた取組をしていく方向性を確認した。条例の検討方法等については、別途協議していく。 (経過) 第4回会議(平成23年12月21日) 代表者会議で議会基本条例を検討していく。	
	2	議会基本条例策定のための研修			○				○	第15回会議(平成24年10月2日) 代表者会議で条例案を検討することを合意。 第16回会議(平成24年10月22日) 条例案検討の日程案・内容等が示される。	
	3	アンケート調査・パブリックコメント・特別委員会			○						第17回会議(平成24年11月5日) 条例案の骨子案が示される。 第18回会議(平成24年11月9日) 条例案の全文が示される。
	4	条例策定にあたっては特別委員会の設置が望ましい				○					第19回会議(平成24年11月14日) 条例案全文に対する説明がされる。 第20回会議(平成24年11月19日) 章ごとに検討される。前文に対する代替案が示される。
	5	議会の基本原則・市民参加などの基本を定める議会基本条例制定のための特別委員会設置						○			第2回代表者会議中間報告会(平成24年11月26日) 基本条例原案が説明される。 第21回～30回会議(平成24年12月21日～平成25年2月20日) 条例案の検討・協議
	6	議会有志による特別委員会を設置し、議会基本条例素案を作成する							○		第3回代表者会議中間報告会(平成25年2月12日) 基本条例修正案が説明される。 第4回代表者会議中間報告会(平成25年2月21日) 基本条例再修正案が説明される。
	7	議会基本条例制定のための特別委員会は、傍聴を認め、傍聴者からも意見を求める							○		パブリック・コメント 平成25年2月24日～3月15日 第31回会議(平成25年3月19日) 条例案に合意し、全議員共同提案による議案として上程することを了承。
	8	議会基本条例素案は、市民説明会、パブリックコメント、公聴会、シンポジウム等市民参加機会を							○		第5回中間報告会(平成25年3月21日) 全議員に説明 平成25年第1回定例会(平成25年3月27日) 満場一致で可決
②会派について	9	交渉団体(会派)は2名以上とする	○							□会派について ①議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 ②会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間の調整を行い、合意形成に努めなければならない。	
	10	代表質問・幹事長会議・議会運営委員会は交渉団体が参加資格の要件	○							□交渉会派について ①議会内で政策・主義・目的・意見などを共有する2人以上の議員が集まった団体を交渉会派とする。 ②交渉会派の幹事長は、幹事長会議の構成員とする。 ③交渉会派に所属する議員は、議会運営委員会の委員になることができる。 ④交渉会派は、市長の所信表明に対して代表質問をすることができる。	
	11	1議案に対する会派意見は1とする	○								
	12	議会制民主主義・公平性の立場から少数会派の意見尊重				○					
	13	多様な市民意見を反映する観点からも議員間の公平性等に配慮し少数会派の意見尊重する						○		□単数会派について ①1人の議員で結成する会派を単数会派とする。 ②単数会派は、幹事長会議及び議会運営委員会にオブザーバーとして出席することができる。 ③単数会派は、市長の所信表明に対して質問をすることができる。	
	14	議会制民主主義にのっとり、少数会派の意見を尊重する							○		□幹事長会議における単数会派の呼称について 幹事長会議にオブザーバーとして出席している単数会派の呼称は、交渉会派の幹事長と同様に「幹事長」とする。
15	幹事長会議における呼称「オブザーバー」をやめ、複数会派同様「幹事長」とする				○						

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	自由民主党 創政会	民主・社会 の会	公明党	日本共産党	みんなの党 調布	元気派市民 の会	ネット生活者 ワーク	検討・協議結果
③議会と市民との関係	16	議会報告会			○					<p>□開かれた議会を目指すため、これまで以上に市民への情報提供と説明責任を果たすとともに、多様な市民の意見や要望等を把握することが求められている。こうしたことから、</p> <p>①市民への議会報告会を実施していく。 議会報告会は試行ではなく、実施しながら改善を図っていく。</p> <p>②議員全員が参加することを基本として実施していく。</p> <p>③実施方法や時期・内容等を検討し準備するため、(仮)議会報告実行委員会を組織する。</p> <p>④(仮)議会報告実行委員会は、検討経過を議長及び幹事長会議に報告する。</p> <p>⑤実行委員会は、各党派から1名ずつ選出する。</p> <p>⑥議会報告会の実施を優先することから、常任委員会等の出前議会及び土・日・夜間議会開催の提案については、当面見送る。</p>
	17	議会報告会・意見交換会の開催						○		
	18	地域の中で議会報告会・意見交換会を開催する							○	
	19	委員会の出前議会			○					
	20	常任委員会、特別委員会の出前審議					○			
	21	議会として直接市民の声を聞く議会ふれあいミーティングの実施			○					
	22	市議会(機関)として、一定エリアをカバーする地域議会報告会を開催する				○				
	23	土・日・夜間市議会の開催				○				
	24	土日・夜間議会の開催						○		
	25	夜間・土日議会を開催する							○	

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	自由民主党 創政会	民主・社会 の会	公明党	日本共産党	みんなの党 調布	元気派市民 の会	ネット生活者 ネットワーク	検討・協議結果	
④ 傍聴者への 環境整備	26	本会議場に車いすスペースの設置	○							□傍聴席以外の議場内に車いす傍聴者が入場することを可とする。 □本会議場北出入口にスロープを設置し、議場内出入口付近に車いす傍聴スペースを設置する。 □予算要望していく。	
	27	本会議場のバリアフリー化を図る（車椅子対応）				○				□車いす介助者の議場内傍聴スペース入場及び着席可とする。 ○平成24年第2回定例会から車いす傍聴席を設置し、傍聴環境の整備を図った。 （調布市議会傍聴規則の一部改正3/26施行）	
	28	車椅子での傍聴が可能となるよう施設を改善すること						○			
	29	事前予約による託児・手話サービスの提供	○								□児童及び乳幼児も本会議場傍聴席や委員会室に入場できるように規定の整備を図る。 □手話通訳・要約筆記は、予約制を基本とし、傍聴ができるよう予算化を図り実施していく。 □実施に伴い、課題が生じた時は対応を協議していく。
	30	保育室を設置するか、ないしは子どもが静穏を維持することを条件に同伴傍聴を認める				○					○平成24年第2回定例会から、児童及び乳幼児の本会議場傍聴席及び委員会室の入場を可とし、傍聴可能とした。 （調布市議会傍聴規則の一部改正6/1施行）
	31	予約制手話通訳・要約筆記・保育施設整備		○							
	32	常任委員会開会時間の原則決定と公開	○						○		□常任委員会・特別委員会・議会運営委員会及び全員協議会は、実態として公開となっていることから、規定の整備を図り、原則公開とする。
	33	常任委員会・特別委員会は公開を原則とする				○					○平成24年第1回定例会から原則公開とした。 （調布市議会委員会条例の一部改正2/29施行） （調布市議会委員会傍聴規則の一部改正2/29施行）
	34	本会議と同様に各委員会の公開を原則とすること							○		
	35	常任委員会・特別委員会は公開を原則とする（ただし、秘密会は担保する）				○					
	36	傍聴満席時における別室音声対応	○	○							□傍聴席が満席の時は、別室にて音声対応を図る。 3委員会同時に満席ということは過去に例はないが、その場合は今後協議していく。 ○平成24年第1回定例会から対応した。
	37	傍聴者・ネット等視聴者に、議案・審議資料をわかりやすく提供						○			□可能な限り専門用語を使わず、わかりやすい資料にするよう努める。議会としての共通認識をもち理事者側にも要望していく。 ○平成23年11月18日付けで議長から市長宛に依頼文書送付
38	議会日程を確定し、手話通訳の導入や保育つき傍聴を実現すること							○		□児童及び乳幼児も本会議場傍聴席や委員会室に入場できるように規定の整備を図る。 □手話通訳・要約筆記は、予約制を基本とし、傍聴ができるよう予算化を図り実施していく。	
39	傍聴者にとってのユニバーサルデザインを進める（本会議場等車椅子傍聴可能・手話・要約筆記）							○		○平成24年第2回定例会から車いす傍聴席を設置し、傍聴環境の整備を図った。	
⑤ 陳情・請願	40	陳情・請願に係る署名については、印・拇印が無いものについては、当該委員会にその数を報告する				○				□陳情・請願に係る署名について、印・拇印がない署名は、実態として報告されていることからその数を委員会に報告する。	
	41	陳情・請願について、提出者から趣旨説明を希望する申し出があった時は、説明を受けることができる				○				□陳情・請願提出者から説明を希望する申し出があった場合、提出者説明の可否判断を委員会が行う。 ○平成24年第3回定例会から実施する。	
	42	請願・陳情者の提案理由について、提出者に直接聞く場を設けること						○		参照：資料2「請願・陳情の提出者説明について」	
	43	国・都への意見書提出陳情・請願の取扱は本会議即決又は会派配付により議員提出議案とする	○							□毎年定例的に同様の趣旨内容で提出される国・都への意見書提出を求める陳情については、議会運営委員会の協議を経たうえで、議長が判断することとする。○平成24年第3回定例会から実施する。	
	44	陳情・請願の提出者が説明をする機会を設ける							○	□陳情・請願提出者から説明を希望する申し出があった場合、提出者説明の可否判断を委員会が行う。 ○平成24年第3回定例会から実施する。	

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	自由民主党 創政会	民主・社会 の会	公明党	日本共産党	みんなの党 調布	元気派市民 の会	ネット生活者 ワーク	○	検討・協議結果	
⑥ 広 報 ・ 広 聴 機 能 の 充 実	45	議会広報特別委員会を設置し、情報公開のあり方を検討し実行する								○	<input type="checkbox"/> 現行の市議会だより運営委員会を拡充し、広く議会の広報に関する事等についても検討していく。 <input type="checkbox"/> そのため、調布市市議会だより発行規程を廃止し、新たに「調布市議会広報委員会要綱」（資料46-2）を設置する。調布市議会広報委員会要綱（平成24年12月1日施行） <input type="checkbox"/> このため、議会広報特別委員会は設置しない。	
	46	議会独自のホームページを開設する	○								<input type="checkbox"/> 議会独自のホームページは、予算、管理の面を含め、引き続き検討していく。当面は、現行ホームページの内容の充実を図っていく。ホームページ掲載の内容（行政視察・研修視察報告書、市政調査費使用報告書、議会スケジュール・議案等）は拡充していく。わかりやすい表現・内容で掲載する。	
	47	陳情文書票のホームページ掲載	○									<input type="checkbox"/> 陳情・請願を受け付けた時は、定例会前の議会運営委員会で確認を得て速やかに公表していく。 <input checked="" type="checkbox"/> 平成24年第1回定例会から実施した。
	48	行政視察・研修視察報告書のホームページ掲載	○									<input type="checkbox"/> ホームページ掲載の内容（行政視察・研修視察報告書、市政調査費使用報告書、議会スケジュール・議案等）は拡充していく。わかりやすい表現・内容で掲載する。
	49	市政調査費使用状況のホームページ掲載	○									
	50	議会スケジュールと同時に議案も事前に表示→会期日程をホームページ掲載・傍聴者配付					○					
	51	ホームページを充実し、傍聴や請願・陳情方法等わかりやすい案内、子どもにもわかる内容に						○				
	52	市議会だよりの充実（市報とセット、ポスティング、新たなメディアの活用促進）					○					<input type="checkbox"/> 市議会だよりは、全戸配付する方向で、予算措置を含め準備していく。
	53	一般質問日程の事前決定・公開	○									<input type="checkbox"/> 本会議の原則開会時間について 本会議の開会時間を原則午前9時10分開会とする。 <input type="checkbox"/> 常任委員会の原則開会時間について 常任委員会の開会時間を原則午前10時開会とする。 <input type="checkbox"/> 委員長会議の開催について 本会議において議案が委員会に付託された後、委員長会議を開催し委員会開会時間の確認・決定を行う。 <input type="checkbox"/> 委員会審査における現地調査等について 委員会の判断により実施する。
	54	本会議開会予定時間の事前公表	○									<input type="checkbox"/> 一般質問の日程について 原則1日6人を基本とする。質問者合計人数が19人の場合は3日目で調整し、20人以上の場合は4日間とする。 <input type="checkbox"/> 議会日程を事前に原則決定し公開していく。 <input type="checkbox"/> 公開時期は、各定例会の議会運営委員会終了後とする。
55	常任委員会開会時間原則決定・公開	○						○			<input type="checkbox"/> 公開内容は、会期・本会議・委員会開会日時・一般質問質問者・順番・通告内容・次期定例会招集日等とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 平成24年第1回定例会から実施した。	
56	議会日程を確定し、手話通訳の導入や保育つき傍聴を実現すること							○				

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	自由民主党 創政会	民主・社会 の会	公明党	日本共産党	みんなの党 調布	元気派市民 の会	ネット生活者 ネットワーク	検討・協議結果
⑥ 広報・ 広聴 機能 の 充 実	57	常任委員会等の中継動画配信サービスを利用した常任委員会中継の試行。将来的には中継実施。	○							□常任委員会の動画配信は、全員協議会を含め、委員会を原則公開としたことから、開かれた議会を目指す趣旨で実施していく。 ①実施方法は、ユーストリームによる配信を検討する。 ②必要な予算を確保してから実施していく。 ③中継の実施は、4常任委員会同時に実施していく。 ④委員席の配置は、準備する段階で検討する。○平成25年第1回定例会から常任委員会のインターネット中継実施
	58	常任委員会も本会議と同様な手法（インターネット中継）に準じて市民に公開する				○				
	59	議員紹介には各自保有メディアを必掲（サイトURL、twitterアカウント、FBページなど）					○			□議員全員への調査結果（資料44）から、議員各自が保有しているメディア情報等については、市ホームページに掲載しないこととする。
	60	議会中継手法の見直し、委員会の中継（インターネット見直し・u-streamライブ等）					○			□常任委員会の動画配信は、全員協議会を含め、委員会を原則公開としたことから、開かれた議会を目指す趣旨で実施していく。 ①実施方法は、ユーストリームによる配信を検討する。 ②必要な予算を確保してから実施していく。 ③中継の実施は、4常任委員会同時に実施していく。 ④委員席の配置は、準備する段階で検討する。 ○平成25年第1回定例会から常任委員会のインターネット中継実施
	61	各委員会の録画中継を実施すること						○		
	62	委員会のインターネット中継を行う							○	
	63	本会議ネット中継を市内公共施設で放映	○							□本会議のインターネット中継を公共施設で放映する提案は、公共施設のインターネット回線が整備された段階で理事者に要望する。
	64	議案等資料デジタルデータ化の推進	○							□議会資料の簡素化やペーパーレス化、資料等のデジタル化の推進については、議会としても取組を進めていく。 □事務連絡等については、メール等を利用し、可能な限りペーパーレス化を図っていく。 □情報通信機器等の導入については、今後の検討課題とする。 □市議会会議録は、原則、会派1冊の配架とし、希望があれば、希望者に配布することとする。
	65	議員配付資料の簡素化・電子データ化（市議会議録配付は会派1冊＋希望者に変更）		○						
	66	事務局・議会間の事務連絡、理事者側からの資料のペーパーレス化・電子化を早急に						○		
67	議会専門の用語の見直し						○		□可能な限り専門用語を使わず、わかりやすい用語にするよう努める。必要なときは用語解説等補足説明をする。 □議会としての共通認識をもち理事者側にも要望していく。 ○平成23年11月18日付けで議長から市長宛に依頼文書送付	
68	理事者へ現行資料の見直しも提言						○			
69	議会・行政用語を市民にわかりやすいように改善する							○		

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	自由民主党 創政会	民主・社会 の会	公明党	日本共産党	みんなの党 調布	元気派市民 の会	ネット生活者 ワーク	検討・協議結果
⑦議会と市長・執行部との関係	70	本会議場における対面演壇（質問席）の設置	○							<input type="checkbox"/> 一般質問における質問は、本会議場中央の理事者に対面する位置に質問者席を本格（固定）設置する質問者席から行う。設置時期はできるだけ速やかに設置していく。 <input type="checkbox"/> 本会議場における発言場所の確認 ◎議長席前の演壇で行う発言 代表質問等、委員長報告、諸報告等 <input type="checkbox"/> 理事者に対面する質問者席で行う発言 一般質問 <input type="checkbox"/> 議員自席で行う発言 上程時質問、議案の審査結果に対する討論、請願・陳情審査結果に対する異議及び異議に対する異議の発言
	71	一般質問を対面式に		○						
	72	質問者席の設置（理事者側と対峙し質問、答弁の間は着席。従来手法との選択制も視野に）					○			
	73	議場の開放（フィルムコミッション協力）		○						<input type="checkbox"/> 定例会等議会運営に支障のない範囲で、フィルムコミッションの要請に協力していく。 <input type="checkbox"/> 本会議場だけに限らず、全員協議会室、委員会室も含め協力していく。
	74	一般質問の一問一答制導入	○							<input type="checkbox"/> 一般質問は、「一括質問方式」と、「一問一答方式」のいずれかを選択することとし、試行していく。 <input type="checkbox"/> 反問権は、継続して協議する。 <input type="checkbox"/> 質問通告方法等具体的な手続き等は、引き続き今後の協議の中で決めていく。 <input type="checkbox"/> 質問席については、引き続き協議していく。 <input type="checkbox"/> 実施時期については、具体的な手続き等定めた中で早期に実施する。 <input type="checkbox"/> 平成24年第2回定例会から、一般質問は、一括質問方式と一問一答方式のいずれかを選択することとし、試行実施した。
	75	一問一答形式とし、反問権を付与		○						<input type="checkbox"/> 第2回定例会における試行実施を踏まえ、 (1) 質問通告時に、より具体的な質問内容を通告するよう努めること。 (2) 質問者は時間配分に留意すること。 (3) 質問は、簡潔明瞭に行うよう努めること。 (4) 一般質問の基本は、市長の政治姿勢、総合政策等市政の大局的見地からの質問に努めること。 (5) 理事者側答弁については、質問の要点を捉え、簡潔な答弁をするよう改めて申し入れる。 (6) 質問者席を設置し、水差しを質問者席に用意していく。
	76	一問一答、一括質問が選択できる規定の整備（反問権も付与する）			○					<input type="checkbox"/> 第3回定例会の一問一答方式による一般質問を踏まえ、①質問通告書は、できるだけ丁寧・詳細に質問要旨を記載・通告すること。②質問と答弁がスムーズに進行するよう努めること。③質問の冒頭に「一括質問」・「一問一答」のいずれかの方式で行うか発言するよう努めること。 <input type="checkbox"/> 第4回定例会は、質問者席を議場中央に試行設置していく。
77	一問一答制の導入（段階的には再質問からでも）					○			<input type="checkbox"/> 一般質問は、一括質問方式と一問一答方式の選択制のもとで、平成25年第1回定例会から本格実施していく。 <input type="checkbox"/> 課題等が生じたときは、議会運営委員会においてその課題等を協議し改善を図る。 <input type="checkbox"/> 反問権は引き続き検討する。基本条例上は、質問の確認権を付与する。	

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	自由民主党 創政会	民主・社会 の会	公明党	日本共産党	みんなの党 調布	元気派市民 の会	ネット生活者 ワーク		検討・協議結果	
⑦ 議会と市長・執行部との関係	78	上程時質疑の文書通告・事前公開	○								<input type="checkbox"/> 一般質問の通告の例により、定例会前の議会運営委員会開会前日（土・日・祝日を除く。）17時まで、文書で通告する。 ただし、追加議案及び議員提出条例案における質疑は、後段議会運営委員会開会1時間前までに、文書で通告する。（追加議案がある時は、後段幹事会議を午前中に開会する。） 議員提出議案（決議・意見書）における質疑は、従前のとおりとする。 <input type="checkbox"/> 上程時質疑は、議会運営委員会において了承後、速やかに公表していく。 <input type="checkbox"/> 質疑内容は、上程される議案について包括的な質疑とする。 <input type="checkbox"/> 質疑時間の制限はしないが、課題が生じた時点で改めて協議する。	
	79	上程時質疑における通告制と時間制限		○								
	80	上程時質疑、代表質問、委員会報告への討論その内容と時間制限の見直しを						○				
	81	諸報告（特別委員会・組合議会等）の口頭報告	○									<input type="checkbox"/> 特別委員会、一部事務組合及び広域連合議会の報告は、本会議場で口頭報告をする。 <input type="checkbox"/> 口頭報告の内容は、会議の案件名と結果を簡潔に報告する。また、予算・決算の議案については、予算額及び決算額を含め報告するものとし、客観的な内容の報告とする。 <input type="checkbox"/> 報告に対する質疑は認めない。 <input type="checkbox"/> 複数議員が所属する組合議会及び広域連合議会の報告は、所属する議員の中から報告者を決め、報告者は報告書を作成し口頭報告をする。 <input type="checkbox"/> 自治法に基づく経営状況の報告をしていない市監理団体については、文書をもって当該団体の経営状況を議会へ報告するよう理事者に求めていく。 <input type="checkbox"/> 市の関与団体については、必要に応じ資料請求等に対応していく。 <input type="checkbox"/> 意見書の議員提出議案は、従来通りの取扱とする。
	82	広域連合・一部事務組合などの議会報告を行う								○		
	83	市外郭団体（監理10、関与2、その他関与14合計26団体）の議会報告拡大と議案関連説明書類の充実	○									
	84	議員提出議案（意見書）は本会議上程時、質疑討論を認める						○				
	85	代表・一般質問時のパソコン等による資料提示の検討	継続	○								<input type="checkbox"/> 議会としての中・長期的課題と位置づけ、将来へ向けての環境整備を図ることも含め、今後の検討課題としていく。
	86	本会議場（委員会室）でパネル等補助資料（機材）を使用する場合は議長に申し出る						○				<input type="checkbox"/> 委員会において、パネル等補助資料を使用する場合は、事前に委員長に申し出ることとする。 <input type="checkbox"/> 本会議及び委員会において、補助資料のコピーの配付希望者は、前日までに事務局まで提出すること。
	87	本会議場へのプレゼンテーションツール（PC&ソフ、プロジェクター、OHPなど）の導入	継続						○			<input type="checkbox"/> 議会としての中・長期的課題と位置づけ、将来へ向けての環境整備を図ることも含め、今後の検討課題としていく。
88	代表質問の答弁に対して再質問をし、又は「まとめ」をすることができる						○				市長の所信表明に対する質問は、総合的、基本的な質疑とし、大局的な観点からの質問であるとともに、詳細に対する質問は、他の機会（一般質問等）において確認できることなどを助案すると、所信表明の答弁に対する再質問及びまとめはなじまないことから、従来とおり再質問及びまとめは行わない。	
89	本会議場への会計管理者の出席		○								<input type="checkbox"/> 市の会計事務をつかさどる会計管理者の出席は必要であるとの認識から、理事者側に出席要請していく。 <input type="checkbox"/> 平成23年第4回定例会から会計管理者本会議に出席	

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表		自由民主党 創政会	民主・社会 の会	公明党	日本共産党	みんなの党 調布	元気派市民 の会	ネット生活者 ワーク		検討・協議結果	
議 会 の 機 能 強 化 へ 向 け て	90	通年議会（年1回首長が議会を招集し、議長判断で休会・再開を繰り返す）の提案	継続			○						<p>□平成24年9月の地方自治法の一部改正により、条例化することにより通年の会期とすることが可能となった。しかしながら、通年議会は、議会機能の強化へのメリットも考えられるが、市長等執行機関側の理解と課題も考えられる。こうしたことから、通年議会の提案は、議会運営委員会に諮問し検討してもらったとともに、理事者にも相談していくこととする。</p> <p>□今後の議会運営の中期的課題として、継続して検討していく。</p>	
	91	議長が、議会の招集権を行使できるようにする							○			<p>□平成24年9月の地方自治法の一部改正により、議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することが可能となった。しかしながら、議会の招集権は法第101条第1項の規定に基づき市長にある。議長が議会を招集できるようにするには、さらに自治法の改正が必要である。</p> <p>□今回の通年議会の実施が可能となる法改正により、議会が必要と認めるとき、随時、議会を開催できることは制度上可能となったので、現行の自治法の範囲内での議会運営を行っていく。</p>	
	92	議長に議会招集権を持たせる								○			
	93	議案についての討論申し出があった場合は原則認める	議運					○					<p>□議会運営委員会は、地方自治法第109条の2に規定された法定委員会であり、法の主旨を鑑み議会運営委員会の権能強化を図るため、資料28に基づき幹事長会議との役割分担を図る。</p> <p>□この役割分担に基づいた幹事長会議及び議会運営委員会は、速やかに実施する。</p> <p>□議案についての討論申し出があった場合の取扱及び緊急質問の許可基準については、議会運営委員会の協議に委ねる。</p> <p>□一般質問の順番は、従前通り（通告受付順）とする。</p> <p>○平成24年第3回定例会から実施する。</p> <p>参照：資料3「今後の幹事長会議と議会運営委員会について」</p>
	94	一般質問順序の見直し（くじ引きでの順番決定）		○									
	95	緊急質問の許可基準に客観的基準を設ける	議運	○									
	96	議会運営委員会は、法令の定めにも準拠し、運営についても議会運営全般（先例・申合せ含む）所管事項とする			○								
	97	行政への監視機能強化				○							<p>□議会機能の強化を図る観点から、</p> <p>① 市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化する。</p> <p>② 行政運営の水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策立案及び政策提言を行うよう努力する。</p> <p>③ そのため、政策提案や政策提言について、議長の判断によって必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査や研究を行うための研究会を設けることができる。</p> <p>④ 議員研修は、議員の政策形成や立案能力の向上等を図るためにも、研修の充実と強化を図る。そのため、必要に応じて、各分野の専門家やその他有識者との研修も今後実施していく。</p> <p>⑤ これら議会機能を強化するため、議事機関としての機能を確保するためにも、必要な予算の確保に努めていく。</p>
	98	政策提言機能強化				○							
	99	議員研修の実施（適宜適切な研修計画をたて実践する。議会改革研修も併せて実践する）							○				
	100	議員研修・勉強会を開催する（財政分析・議会基本条例など、政策づくりに即した研修を実施）								○			
	101	常任委員会席配置（コの字）変更		○									<p>□委員会のインターネット中継実施を契機に委員会席をコの字の配置に変更していく。</p>
	102	議員同士が活発な議論ができるよう委員会室机配置も検討しながら自由討議できるように							○	○			<p>□コの字配置に変更することにより、委員全員がインターネット放映画面に映り、委員会室傍聴席の増加が図れる。</p>
	103	委員会での議論は、理事者への質疑中心から議員同士の対角討論へ移行を目指す						○					
	104	委員会室における議員テーブルの配置を口型にする						○					
105	議員間の自由討議を図る（委員会など議員間の自由な討議により合意形成を図る）								○				

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	自由民主党 創政会	民主・市民 の会	公明党	日本共産党	みんなの党 調布	元気派市民 の会	ネット生活者 ワーク		検討・協議結果
議会の機能強化へ向けて	106	1日1 常任委員会開催とし、必要に応じ特別職の出席を求められることができる				○					<input type="checkbox"/> 1日1 常任委員会の開催の提案については、従前通り4 常任委員会同時開催する。 <input type="checkbox"/> 特別職の委員会出席については、従来通りとする。 ただし、理事者側から申し出があれば特別職の委員会出席を拒むものではない。
	107	1日1 常任委員会の開催とし、市長等特別職も出席する							○		
	108	1日1 委員会の開催						○			
	109	委員長報告は審査結果のみとする。			○					<input type="checkbox"/> 議案及び請願・陳情の審査結果の委員長報告は、従来通りとする。 <input type="checkbox"/> 議案の討論については、一般会計及び特別会計の予算・決算を除き、概ね3分以内の発言とする。（従前は全ての議案に時間制限がなかった。） <input type="checkbox"/> 請願・陳情の委員長報告に対する異議は、異議及び異議に対する異議（委員長報告に賛成）の発言をすることを可能とし、概ね3分以内の発言とする。（従前は委員長報告に対する異議だけが時間制限なく行っていた。）	
	110	本会議での委員長報告は、審査結果だけでなく経過についても省略せず説明すること						○			
	111	委員長報告に対し、賛成・反対討論を行えるようにし、時間制限（1分）を設ける			○						
	112	委員長報告拡充に伴う陳情・請願採決方法の検証			○						
	113	委員会視察先決定方法等検証							○		<input type="checkbox"/> 視察先の決定については、正副委員長に一任せず委員会で調査事項を十分議論（自由討議）する中で決定すること。 <input type="checkbox"/> 視察日程は、2泊3日だけでなく、視察先を考慮する中で、1泊や日帰りを含め、弾力的に決定すること。 <input type="checkbox"/> 視察後は、委員会等で振り返り、必要に応じて、委員間で市政に生かせる点などを協議するとともに、その報告は、議会報告会や本会議における視察報告を行うことに繋げること。 <input type="checkbox"/> 各委員会は、視察に関して十分な議論（自由討議）を図り、視察後の報告等も含め弾力的な運用及び説明責任を図ること。
114	予算・決算特別委員会の設置（特別職出席し総括的視野の審議を特別委員会で、詳細は所管委員会で）	継続				○				<input type="checkbox"/> 予算・決算の特別委員会設置について、今後も継続して検討していく。 <input type="checkbox"/> 当面は、現行の方法で審査を進めていく。 <input type="checkbox"/> 特別委員会を設置した場合、現行の上程時質問、常任委員会の審査方法、特別委員会の委員数、特別委員会における質疑・発言ルール、会期日程、理事者への協力要請等課題整理をし、環境が整えば、予算・決算特別委員会の設置に向けて協議していく。	
115	予・決算特別委員会、事案（議会基本条例・基本構想等）特別委員会の設置（特別職出席・詳細は各所管委員会で審議する	継続						○			
116	予算・決算特別委員会、事案特別委員会の設置	継続						○			
117	平成25年からスタートする基本構想に際し、議会としても特別委員会を設置し審議する							○		次期構想策定時に改めて検討していく。	

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	自由民主党 創政会	民主・社会 の会	公明党	日本共産党	みんなの党 調布	元気派市民 の会	ネット生活者 ワーク	検討・協議結果
⑨ 事務局体制	118	事務局機能の体制を強化し、法務、調査能力の向上を図る				○				□事務局の調査、政策法務等の充実を図る体制整備を図る。
	119	議会事務局職員研修の実施（法務・政策提案を可能とする研修や調査補助研修等）						○		
	120	議会事務局の体制を強化する（調査・研修サポート機能・議員提出条例等法務執務向上）							○	
	121	事務局・議会間の事務連絡、理事者側からの資料のペーパーレス化・電子化を早急に					○			
⑩ その他	122	議員定数の削減	継続	○				○		□議員定数の改定に当たっては、行財政改革、市政の現状・課題・将来予測・展望を十分考慮するとともに、議員活動の評価等に関して参考人制度や公聴会制度を活用していく。 □議員定数の条例改正案は、市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するよう努める。 □議員定数の改定については、継続的に協議していく。
	123	市長、教育委員会が任命・委嘱する各種委員の委員報酬を原則受けない		○						□議員の各種委員の就任は、「議会の独立性」を堅持していくことから、法令で委員の委嘱が規定されているもの以外は、委員の就任は避けていく方がよいとの基本的考えに基づく。 □市の条例に基づいて委嘱されている委員、①消防委員会委員②表彰審査委員会委員③環境保全審議会委員の3つの委員については、議員として就任しない方向で、理事者と協議していく。 □法令等に基づく委員についても、今後検討を継続していく。
	124	議員特権をなくす（委員会・審議会などの報酬を廃止する）							○	
	125	災害時における議員対応を明確にするための申合せ事項の作成			○					□災害発生時に、議会が市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するため、議会内に調布市議会災害対策支援本部を設置する。○調布市議会災害対策支援本部要綱（平成24年6月1日施行） ○平成24年7月4日普通救命講習受講
	126	議員全員の行政現場体験を義務付け（1年に1現場1週間の実務体験）						○		□行政と議員は、それぞれ本来の役割があり、議員それぞれの判断でお願いする。
	127	市政調査費の大幅アップを要求（政治・行政の先進事例習得、市民への広報）						○		□政務活動費（市政調査費）の交付額については、市長の諮問機関である特別職報酬等審議会の諮問事項であることから、審議会の判断に委ねる。

127		33	12	10	22	18	22	21
-----	--	----	----	----	----	----	----	----

項目	主な内容	参考
目的 (対象)	調布市議会基本条例(平成25年調布市条例第29号)第19条第2項の規定に基づき, 調布市議会議員(以下「議員」という。)が, 政治倫理の確立と政治腐敗の防止を図り, 主権者である市民の信託に応え, 良心と責任感をもって政治活動を行い, 議会制民主主義の健全な発展に資することを目的とする。(立川, 小金井, 狛江, 東大和, 多摩)	(対象) 市長, 市議会議員(八王子) 市長, 副市長, 教育長, 市議会議員(国分寺)
責務	議員は, 市民全体の代表者として, 市政に携わる責務を深く自覚し, 地方自治の本旨に従って, その使命の達成に努めなければならない。 (小金井, 狛江, 多摩)	市民の責務について規定 (八王子, 立川, 国分寺, 東大和) ※市民は主権者としての責務を自覚し, (市長及び)議員に対して公正な職務の執行を損なわせる行為をしてはならない。
政治倫理基準	議員は, 次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。	
(1)	市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し, それを害する行為, 不正の疑惑をもたれる行為をしないこと。	
(2)	常に市民全体の利益をその指針として行動するものとし, その地位を利用し, 社会的通念を逸脱する金品は授受しないこと。	
(3)	政治活動に関し, 企業, 団体等から, 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。また, その後援団体についても同様に措置すること。	
(4)	市が行う許可若しくは認可又は請負その他の契約に関し, 特定の企業, 団体等のために有利な取り計らいをしないこと。	
(5)	市職員等の採用, 昇任, 異動に関して推薦, 紹介しないこと(立川, 国分寺, 東大和)	
(6)	市と契約関係にある企業等の責任ある地位, 役職の兼職はできない(立川, 東大和)	
	請負制限の規定 本人, 配偶者, 2親等内の親族が役員ををする事業者は市等との契約を辞退(国分寺, 多摩)	本人, 配偶者, 1親等内の親族が役員ををする事業者は市等との契約を自粛(八王子)

項目	主な内容	参考
審査の請求	市民(調布市選挙人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。)は、議員が前条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、資料を添えて、議長に調査を請求することができる。	市民の審査請求の条件 ・市民 有権者1/500以上, 議員1/4以上(立川) ・市民 有権者1/100以上 (多摩) ・市民50以上(東大和)
	2 議長は、前項の規定により調査の請求を受けたときは、直ちに審査会に審査を付託しなければならない。	
審査会の設置	政治倫理に関する事項を調査審議するため、調布市議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。(八王子, 立川, 国分寺, 多摩)	審査の請求があった時, 議長が設置(東大和) 規定無し(小金井, 狛江)
	2 審査会は、委員◎人以内をもって組織する。	5人(八王子), 5人以内(国分寺), 8人以内(東大和), 10人以内(立川), 11人(多摩)
	3 審査会の委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから、議長が委嘱する。(八王子, 国分寺, 多摩)	議員, 市民, 有識者(立川) 議員(東大和)
	4 審査会の委員の任期は2年とする(八王子, 立川, 国分寺, 多摩)	議長に対し当該事案の審査の結果を報告した時まで(東大和)
	5 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。	
	6 審査会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	
	7 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ない場合において、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。	

項目	主な内容	参考
守秘義務等	前条第7項ただし書の規定により審査会の会議が非公開になった場合において、審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も同様とする。 2 審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。 3 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。	
審査会の審査	審査会は、第◎条の規定により審査を付託されたときは、速やかに当該事案の存否又は適否の審査を行う。 2 審査会は、前項の審査を行うため、資料の請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。	
議員の協力義務	議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。	
照会	審査会は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して事案の実態を明らかにするものとする。	
審査結果報告書の提出等	審査会は、審査が終了しだい速やかに議長に審査結果報告書を提出するものとする。 2 議長は、前項の審査結果報告書が提出されたときは、速やかにその審査結果を、調査請求人に通知するとともに、一般の閲覧に供するものとする。	
庶務	審査会の庶務は、調布市議会事務局において処理する。	
委任	この◎◎に定めるもののほか、この◎◎の施行について必要な事項は、△△で定める。	

(参考)他市の政治倫理に関する規定

	制定日	施行日
八王子市政治倫理条例	平成21年3月9日	平成21年9月1日
立川市議会議員政治倫理条例	平成16年6月18日	平成16年8月1日
小金井市議会議員の政治倫理に関する条例	平成7年12月5日	平成8年4月1日
国分寺市政治倫理条例 最終改正	平成13年12月26日 平成20年9月29日	平成14年4月1日 平成20年12月1日
狛江市議会議員の政治倫理に関する条例	平成11年3月31日	平成11年4月1日
東大和市議会議員政治倫理条例 最終改正	平成15年3月31日 平成15年9月30日	平成15年4月1日 平成15年10月1日
多摩市議会政治倫理条例 最終改正	平成8年12月26日 平成22年3月15日	平成9年6月1日 平成22年9月8日
◎秦野市議会議員政治倫理規程	平成23年7月1日議会告示	平成23年7月1日
◎岐阜市議会議員政治倫理要綱	平成7年3月3日議長決定	平成7年3月3日

調布市議会基本条例

(条例と解説)



平成25年3月27日制定 調布市議会

I 議会基本条例の必要性と制定に至る経過

平成12年の地方分権一括法の施行以来、地方自治体をめぐる環境は大きく変化をしています。一連の分権改革によって、市議会の権限が広がった反面、その役割も大きなものになっています。

住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市議会は多人数による合議制の機関として、また、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるため、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

さらに、市議会には、国や政党等との立場の違いを踏まえ、自律し、市長その他の執行機関との緊張感ある関係を保ち、独立・対等の立場において、市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う機関であることが求められています。

こうした議会の責務をしっかりと果たし、継続した改革・改善の取り組みを進めるため、議会の基本理念や議員の責務及び活動原則等を議会基本条例として明文化し、その内容を規範として担保するとともに、広く市民と共有していく必要があると考えています。

私たち28人の市議会議員は、調布市議会の改革に取り組むため、平成23年9月に各会派の代表者からなる「議会改革検討代表者会議」を設置し、改革に向けた協議を公開で進めてきました。

代表者会議では、調布市議会が、半世紀に渡る歴史の中で積み上げてきた「先例」や「申し合せ」も含む議会運営全般において改革や改善が必要と思われる事項について各委員が提案を行い、提案項目を協議し、合意に達したものから、順次実施していくこと、そして合意した項目を柱として、最終的に調布市議会の議会基本条例にまとめていくことを確認し、協議を進めてきました。

各委員からの提案事項は、合計で127項目に及び、会議の開催は平成25年3月31日までで31回を数えました。こうした協議の経過を踏まえ、調布市議会の基本となる「調布市議会基本条例」を制定いたしましたので、ここに市民の皆様にご報告いたします。

平成25年4月

調布市議会議員 伊藤 学

II 条例の構成

前 文	条例制定の背景，議会の意思，決意などを述べています。
第 1 章 総 則	条例の目的と基本理念，条例で使用している言葉の定義を定めています。
第 2 章 議会と議員の使命及び活動原則	議会及び議員の使命とその使命を果たすための議会の活動原則について定めています。
第 3 章 市民と議会の関係	市民に開かれた，信頼される市議会を構築するため，情報公開，意見聴取，説明責任を果たす取り組みを定めています。
第 4 章 市長等と議会の関係	二元代表制の下で，市政の発展に取り組む議会の姿勢，議決事件の拡大等について定めています。
第 5 章 議会機能の強化	議会の権限を十分に行使するため，必要な議会機能の強化について定めています。
第 6 章 議会事務局体制	議会が，その権限を十分に行使できるよう，事務局体制の整備等について定めています。
第 7 章 政治倫理	市民の代表として，品位を損なうことのないよう政治倫理の規定を定めています。
第 8 章 政務活動費	会派に交付される政務活動費について，その透明性の確保と使途に対する説明責任について定めています。
第 9 章 議員定数及び議員報酬	議員の定数，報酬の改定に当たっての基本的な考え方を定めています。
第 10 章 条例の位置づけ及び見直し手続き	この条例の位置付け，社会情勢等の変化による見直し手続きを定めています。
附則	この条例の施行期日などを定めています。

Ⅲ 議会基本条例案

前 文

前 文

市民が地方自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。

市長は執行機関であり、市議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、市民の代表機関としては対等な関係にあります。市議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

また、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大され、市議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。市議会は、市長その他の執行機関の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、議員間の活発な討議により政策の立案及び提言を行う機関となることが求められています。そのため、市議会は、市民に分かりやすく開かれた議会運営の下、市民への情報提供と情報の共有化を図るとともに、市民との対話等を通じて意見を正しくみ取り、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。

こうした認識を市民と共有し、持続可能で自律したまちづくりを進め、市議会の使命を果たすため、この条例を制定します。

【解 説】

平成12年の地方分権一括法の施行以来、分権改革によって議会の権限が広がる一方で、その任に応えていくための議会のあり方が注目されています。また、近年における社会情勢の変化や市民の価値観の多様化にも対応していく必要があります。市民に選挙で選ばれた議員で構成する議会は、市長等執行機関の行政運営の監視と評価を行うとともに市民の意見を的確に把握し、市政に適切に反映させなければなりません。

前文では、これらの背景を踏まえ、真の二元代表制を確立するため議会の使命と決意を述べています。

用語解説

二元代表制

地方公共団体の執行機関としての市長と、議事機関としての議会の議員を、ともに市民の直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関として独立の権限を持ち、相互の抑制と調和により、行政の円滑な運営を狙いとする制度です。

執行機関

行政の執行権限をもち、その所掌事務について、地方公共団体の意思を自ら決定し、外部に表示し得る機関のこと。調布市では市長のほかには教育委員会・選挙管理委員会・監査委員などのことをいう。

議事機関

条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関、いわゆる議会のことをいう。

第1章 総則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、調布市議会(以下「議会」といいます。)の基本理念及び議会運営の基本事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。

(市民)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいいます。

(市民参加)

第3条 この条例において「市民参加」とは、次の各号に掲げることをいいます。

- (1) 議会が実施するアンケート調査等により、市民が意見を述べること。
- (2) 第8条第3項に規定する議会報告会において、市民が意見を述べること。

(基本理念)

第4条 議会は、地方自治体の議事機関として、市民の意見を市政に反映させるため、議会活動の基本理念を市民に分かりやすく開かれた議会とし、その実現に向け、議会活動の情報公開、市民との情報の共有及び市民参加の推進を図るとともに、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。

【解説】

第1章では、条例の目的、この条例における市民の範囲、市民参加の内容、議会活動の基本理念を定めています。

第1条では、この条例の目的として、議会の基本理念と議会運営の基本理念を明確にすることにより、市民の負託に応え、市政及び市民福祉の向上の発展に寄与することを定めています。

第2条、第3条では、この条例における「市民」及び「市民参加」について定義しています。「市民」は「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」との整合を図り、その範囲を同様に規定しています。また、「市民参加」については、独任制である市長が行うものと合議制の議会が行うものとは、趣旨・手法等も異なるとの考えから本条例における定義を設けています。

第4条では、「基本理念」として議会の議決により、市としての意思が決定することを踏まえ、議会活動の基本を「市民に開かれた議会」としました。その実現のため、情報の公開と共有、市民参加を柱とし、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治(地域主権)の確立を目指すことを定めています。

また、「他からの支配・制約などを受けずに、自分自身で立てた規範に従って行動する」という意味で「自律」という文言を使用しました。

第2章 議会と議員の使命及び活動原則

第2章 議会と議員の使命及び活動原則

(議会の使命及び活動原則)

第5条 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の監視及び評価をするとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。

2 議会は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。
- (2) 意思の決定に当たっては、論点・争点を明らかにします。
- (3) 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。

(議員の使命及び活動原則)

第6条 議員は、直接選挙によって選ばれた市民の代表として、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。

2 議員は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 自己の能力を高める不断の研さんにより資質の向上を図ります。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握します。
- (3) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たします。

(会派)

第7条 議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができます。

2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、会派間の調整を行い、議会における合意形成に努めなければなりません。

3 議員は、1人の場合においても会派として届け出ることができます。

【解説】

第2章では、議会と議員の使命及びその使命を果たすための活動原則について定めています。

議会の使命として、議会の役割である市長等が執行する様々な政策についての監視と評価を行うこと、市民の多様な意見を市政に適切に反映させることを定めています。また、情報公開を推進し、議会の活動の透明化を図ることや意思決定に当たっては論点、争点を明らかにし、分かりやすい議論を展開することなどを活動原則として規定しています。

議員の使命は、市民の代表として全体の利益を考え、公益性の見地から市民の多様な意見を市政に反映させることと定めています。

そのため、不断の自己研鑽に努め、市政全般に目を向け、その活動において説明責任を果たすことを活動原則として定めています。

また、議員は、会派を結成することができること、会派は互いの理念や考え方の相違を尊重し、政策の決定等に対して議会としての合意形成に努める旨を規定しています。なお、調布市議会では、一人会派も認めています。

第3章 市民と議会の関係

第3章 市民と議会の関係

(広報広聴機能の充実)

第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取します。

2 議会は、本会議、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第109条に規定する委員会(以下「委員会」といいます。)及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。

3 議会は、市民に議案等の審議の経過及び結果の報告等を行うため、議会報告会を開催します。

4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとします。

5 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申出があった場合は、必要に応じて、その趣旨を聴く機会を設けます。

【解説】

第3章では、第4条「基本理念」において定めた、調布市議会の活動の基本である「市民に開かれた議会」を実現するため、情報公開と説明責任を柱とし、会議の原則公開、議会報告会の開催、広聴機能の充実の観点から、参考人制度等の活用、請願及び陳情提出者の補足説明などについて定めています。

市民への情報提供の充実の一環として、新たに平成25年第1回定例会から4つの常任委員会(総務・文教・厚生・建設)のインターネット中継を実施しています。

用語解説

本会議

定例会や臨時会において、議員全員で構成する会議のこと。本会議では、議案などの審議や、市議会としての最終意思の決定(議決)などを行います。

委員会

本会議に提案された議案などを、少人数の議員で専門的・能率的に審査するための議会の内部審査機関として設置する会議のこと。常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

参考人制度

委員会等が所管事務に関する調査や審査のため、利害関係者、学識経験者などを参考人として出頭を求め意見を聴く制度のこと。

公聴会制度

重要な議案や請願、陳情等について審査を行う委員会等が、真に利害関係者又は学識経験者などから直接意見を聴き、審査の参考にするために設けられた制度のこと。

請願

国民をはじめ広く人々が、国や地方公共団体に意見や要望を述べること。請願する場合は、1人以上の紹介議員が必要となります。

陳情

請願と同様の行為ですが、議員の紹介を必要としません。

第4章 市長等と議会の関係

第4章 市長等と議会の関係

(緊張関係の保持)

第9条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張感ある関係を保持します。

(市長等への質問と議論の充実)

第10条 議員は、市長等に対して一般質問を行う場合、一括質問の方式又は一問一答の方式により行うことができます。

- 2 市長等は、議員の一般質問に対してその論点を明確にするため、議長の許可を得て、質問の趣旨を確認することができます。
- 3 市長が、議会において行う予算編成と施策等についての所信の表明に対し、第7条第1項に規定する会派に所属する議員は、代表質問を行うことができるものとします。
- 4 前項に規定する市長が行う所信の表明に対し、第7条第3項の規定により会派として届け出た議員は、質問を行うことができるものとします。
- 5 議会は、市長等が提案する政策について、議論の充実を図るために、必要に応じて説明及び資料の提供を求めることができます。

(議決事件の拡大)

第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、法第96条第2項の規定により、調布市のまちの将来像を示す基本構想の策定又は変更を議会の議決すべき事件とします。

(災害時支援)

第12条 議長は、調布市災害対策本部条例(昭和38年調布市条例第35号)に基づく調布市災害対策本部が設置されたときは、これを支援するため、調布市議会災害対策支援本部を設置することができます。

用語解説

一般質問

個々の議員が行う質問で、議員が行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行状況や将来の方針等についてたずねること。

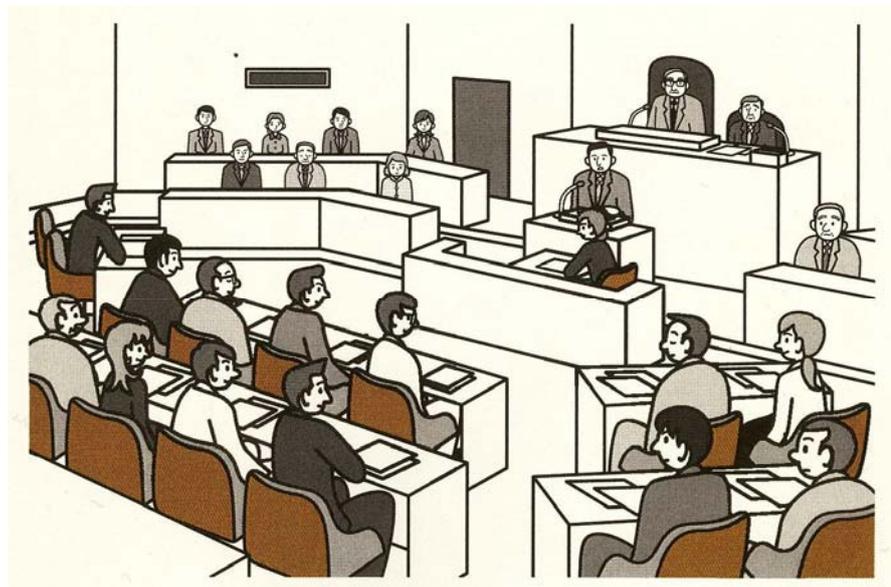
【解 説】

第4章では、市長等執行機関と議会との関係について、二元代表制の下、常に緊張感のある関係を保持すること（第9条）をまず両者の関係の基本に据え、議員が市長等に対して、市政全般について問うために行う一般質問や議会の議決事件の拡大、災害時支援について定めています。

第10条では、一般質問を行う場合、一括質問方式と一問一答方式により質問できること、第2項では、市長等が、議員の一般質問の趣旨を確認することができる旨を定めています。第3項及び第4項は、これまで申し合わせで運用されてきた市長の所信表明に対する質問について、その位置づけを明確にするために規定しています。第5項では、市長等に対する資料の請求について定めています。

第11条では、議会の議決事件に関する地方自治法の根拠規定を引用して、基本構想の策定・変更について議会の議決すべき事件として定めています。

第12条では、市が災害対策本部を設置したときには、必要に応じて議会が災害対策支援本部を設置し、災害対策本部を支援することができることを定めています。なお、議会の災害対策支援本部設置の根拠として、調布市議会災害対策支援本部要綱を策定し、支援本部設置訓練や救急救命講習の受講に取り組んでいます。



第5章 議会機能の強化

第5章 議会機能の強化

(政策の立案及び提言)

第13条 議会は、条例の制定・改廃、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策の立案及び提言を行うものとします。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項に規定する政策の立案及び提言に向けた調査、研究等を行うため、政策研究会を設けることができるものとします。
- 3 政策研究会の組織及び運営については、議長が別に定めます。

(自由討議)

第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くしてその合意の形成を図るよう努めるものとします。

(委員会活動)

第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管する事務等の調査権を積極的に活用するものとします。

- 2 委員会は、委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとします。
- 3 前2項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、別に定めます。

(議員研修の充実)

第16条 議会は、議員の政策の形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実を図るものとします。

(調査機関の設置)

第17条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置し、議会の討議に反映させるよう努めます。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する調査機関について必要な事項は、議長が別に定めます。

用語解説

決議

政治的な効果を期待して、市議会の意思を内外に明らかにするもの。

【解 説】

第5章では、議会の機能強化について定めています。

第13条では、議会は、行政水準の向上を図るため、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策の立案及び政策提言を行うこと。また、その際に必要に応じて、調査、研究等のための政策研究会を設けることを定めています。

第14条では、言論の府として、議案等の審議において議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努める旨を定めています。

第15条では、4つの常任委員会（総務・文教・厚生・建設）を初めとする委員会は、その所管に係る調査等を積極的に行い、機能を十分発揮すること。また、委員会の審査資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うことを定めています。（関係例規：調布市議会委員会条例）

第16条では、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実を図るものとしています。

第17条では、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することを定めています。



第6章 議会事務局体制

第6章 議会事務局体制

(議会事務局体制)

第18条 議会は、議員の資質を高め、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実及び体制の整備を図るものとします。

- 2 議長は、議会事務局の職員に係る人事に関し、その任免権を行使するものとします。
- 3 議長は、議会事務局の職員に係る人事に関して、市長にあらかじめ協議するよう求めることができます。

【解説】

議会が、その機能を十分に発揮するためには、議会の構成員たる議員を側面からサポートする議会事務局の体制整備も欠かせません。

議会事務局の職員は、市に採用され、議会に出向しています。議会事務局職員の人事権は議長にあります。議会として議員立法や政策立案、政策提言のさらなる充実が求められていることを踏まえ、政策、法務、財務などの専門知識を有する職員の配置等について、議長は、市長にあらかじめ協議するよう求めることができます。

第7章 政治倫理

第7章 政治倫理

(政治倫理)

第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

- 2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理については、別に定めます。

【解説】

第7章では、議員の政治倫理について定めています。

議員には、市民の代表者として市民から信頼され、常に疑いを招くことのない行動が求められています。議会を構成する個々の議員に対する市民の信頼があって、初めてその負託に応えるに足る議会運営が実現します。

議員自らが、議員活動の原点である政治倫理の重要性を改めて自覚するため、単独の章を設けています。なお、具体的な内容は今後別途定めていきます。

第8章 政務活動費

第8章 政務活動費

(政務活動費)

第20条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を適正かつ有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。

2 会派又は議員は、政務活動費の使途を公開し、説明責任を果たさなければなりません。

3 前2項に規定するもののほか、政務活動費については、別に定めます。

【解説】

地方議員には、調査研究等に資するため政務活動費が交付されています。政務活動費は、地方自治法の定めにより条例で交付の対象や額を定めることとされており、調布市では、政務活動費の交付に関する条例に基づき、会派に対して議員一人あたり、月額2万5千円が交付されています。

会派及び議員は、政務活動費を有効に活用するとともに、透明性を確保するため、その使途については、市民への説明責任を負うこととしています。

なお、政務活動費の収支報告書は、議会事務局において閲覧することができます。
(関係例規：調布市議会政務活動費の交付に関する条例ほか)



第9章 議員定数及び議員報酬

第9章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第21条 議会は、議員の定数の改定に当たっては、第5条第1項に規定する議会の使命を果たすことを基本とし、市政に関する現状、課題、将来の予測等を考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとします。

2 議員の定数は、別に定めます。

(議員報酬)

第22条 議会は、議員報酬の改定に当たっては、調布市特別職報酬等審議会条例(昭和39年調布市条例第32号)第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政に関する現状、課題、将来の予測等を考慮するものとします。

2 前項に規定するもののほか、議員の報酬については、別に定めます。

【解説】

第9章では、議員の定数と報酬について定めています。

第21条では、議員定数について、議会は市長等が行う施策や事業の監視や評価、市民の多様な意見を市政に反映させる場であることから、議会としての役割を果たすに足る体制を基本として考えていくことを定めています。調布市議会では、議員の発意により、平成14年12月に議員定数を30人から28人に減員しています。

(関係例規：調布市議会定数条例)

第22条では、市長や議員の報酬額は、審議する特別職報酬等審議会の意見に基づき改定していますが、今後もこれを反映するとともに市政の状況等にも配慮することを定めています。なお、現在の議員報酬額は月額55万円で、別に期末手当(年3.95ヶ月)が支給されています。報酬額は、平成7年12月に改定されたものです。

(関係例規：調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例)

用語解説

調布市特別職報酬等審議会

市長の諮問に応じ、市長・議員報酬等の額について審議するために設置されるもの。平成7年度からは概ね2年おきに設置され、その時々市長・議員報酬等の額について審議を行っている。

第10章 条例の位置付け及び見直し手続

第10章 条例の位置付け及び見直し手続

(条例の位置付け)

第23条 この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、若しくは改廃し、又は解釈する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

(見直し手続)

第24条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。

【解説】

第10章では、本条例の市議会における位置づけ、見直し手続きを定めています。法の位置づけとしては他の条例と同列ですが、市議会における条例等の制定または改廃に当たっては、この条例の趣旨を十分に尊重することを定めています。また、市民意見や社会情勢を勘案して、必要に応じて見直しを行うことを定めています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行します。
(調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例の廃止)
- 2 調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例(平成24年調布市条例第23号)は、廃止します。

【解説】

第1 施行期日は、平成25年3月27日。第2では、本条例第11条において調布市のまちの将来像を示す基本構想の策定、変更を議決事件と定めましたので、従前この旨指定していた上記条例を廃止するものです。